

特商法の
エキスパート

千原弁護士の

法律Q&A

回答

私の顧問先
のNB会社か
ら、以前か
らよく寄せられる相談です。

①まず、Bの行為に法令違反があるかどうかですが、BがAの名義を勝手に使用して登録、購入を行うことについて、特商法が禁止する何の類型にも当てはまらず特商法違反はないと思います。

Aとの関係で私文書偽造、貴社に対する関係で詐欺などの刑法犯罪に該当する可能性はありますが、一般的に警察が動くレベルの内容ではないと思います。

②消費生活センターへの対応についてですが、先ほど申し上げたように、(貴社の会員が)勝手に登録する行為について、印象こそ悪いですが、

「知人に名義を勝手に利用されていた」とクレーム。当社の対応は?

質問

ネットワークビジネス(NB)の主宰会社を経営しています。Aという人物から当社カスタマーサポートに、

「更新料のお支払いの連絡が届いたが、自分は登録した覚えはない。以前に、知り合いのB(当社会員)から勧誘されたが、お断りした。勝手に個人情報を利用された」とのクレームの連絡がありました。調べたところ、Aは登録し、商品購入も行っていました。配送先は全て紹介者Bで、Bのカード(当社提携)を利用して、Aの支払いを代行していました。そのため、当社もAも分からなかったものと考えられます。こうした状況を踏まえた上で、次の5点の質問にご回答をお願いできればと思っています。①Bの行為は、特定商取引法などの法令に違反するものでしょうか②消費生活センターの問題になった時は、どのように対処すれば良いでしょうか③その他、当社のリスクとしてはどんな点が考えられますか④当社のコンプライアンス体制の問題点について教えてください⑤Bについては、処分が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

(NB主宰会社社長)

特商法違反ではないが…

特商法違反はありません。で

すから、介入した場合、もちろん嚴重注意を受けるでしょうが、それ以上の処分等の対象にはならないと思います。理論的には、(名義冒用の問題であれば)P-O-NET(パイオネット)に違反事例として登録されること

もないと思います。③貴社のリスクとして、以下が考えられます。

△2V/Aが支払目的で他人

プロフィール

1961年東京生まれ。85年司法試験合格。86年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さくら共同法律事務所に入所し、94年より経営弁護士。第二東京弁護



士会所属。現在、約170社(うちネットワークビジネス企業約90社)の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法などの一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・知的財産法を専門分野とし、業界団体である全国直販流通協会の顧問を務める。著書に「Q&A連鎖販売取引の法律実務」(中央経済社)などがある。

のカードを利用し、それを貴社が許容している点もリスクです。

貴社と提携カード会社間の契約違反となり、提携カード会社から問題視され、取引が解約されるなどのリスクがあると思います。

④貴社のコンプライアンス体制の問題点は言ってもありません。

確かに直接の特商法違反はありませんが、今回のような名義の冒用だけではなく、架空名義での登録も考えられ、会社全体のガバナンスの問題を感じます。

なお、Bとしては、自費で他人名義の商品購入をしても、コミッションが得られて採算

各社が商品の転売問題に悩んでいます。今回の質問事例のような背景もありそうです。

⑤貴社の立場から言えば、Bの行為は、詐欺罪、あるいは会則違反などがあるので、処分は可能であり、貴社として処分が必要と考えられるのであれば、実施されることについて異存ありません。

ただ、上位者住所への商品等の送達や、上位者のカード利用による代払いを認めている点で、貴社側のコンプライアンス体制の問題点も大きいことをご理解いただく必要があると思います。